

「部落差別の解消の推進に関する法律」が成立しました。

部落差別とは。「同和地区とよばれる特定の地域出身であることや、そこに住んでいることを理由に結婚を反対されたり、就職や日常生活において差別を受けるという人権問題」です。

戦後、日本憲法が制定され、特別立法の下でさまざまな対策がなされ、部落差別の解決に向けて大きく前進はしましたが、全国的には、インターネットの書込み等を利用した新たな差別事象も発生しています。

国会では、部落差別の存在を再認識し、情報化の進展に伴う差別事情の状況に変化が生じていることから、全ての国民の基本的な人権の享有を保障する憲法の理念にのっとり、部落差別のない社会を実現することを目的に、「部落差別の解消の推進に関する法律」（部落差別解消推進法）が平成 28 年 12 月 9 日に可決し、成立し、同月 16 日に公布・施行されています。

本町においても、法律の趣旨を踏まえ、国や県との連携を図り、同和問題の解決のための取組を進めてまいります。

長い歴史の中で一部の日本人の心の奥底に根強く残る、日本独自の人権問題を一日も早く解決するために、皆さまの一層のご理解をお願いいたします。

「部落差別の解消の推進に関する法律」は、平成 28 年 12 月 16 日に施行されました。

法律の全条文につきましては、下記 URL をご覧ください。

◎部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）

⇒<http://www.town.kozagawa.wakayama.jp/news/20170126-2.pdf>